

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険給付の支給又は保険料徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

那覇市長

公表日

令和6年11月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険給付の支給又は保険料徴収に関する事務
②事務の内容	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、介護保険給付に関する事務の管理を行う。特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。① 介護保険認定・給付、資格賦課収納の事務に係る申請書や届出書に関する確認 ② 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③ 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④ 被保険者の資格記録の管理 ⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理 ⑥ 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上30万人未満]</div> <div style="width: 50%; text-align: center;"> <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 </div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	<p>介護保険システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【資格賦課情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の介護保険資格を管理する機能 ・被保険者に被保険者証等の各種証を発行・管理する機能 ・所得情報から保険料を決定し、通知する機能 <p>【徴収情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の収納状況を把握・管理する機能 ・保険料の過誤納の還付や充当を行う機能 ・滞納者及び滞納保険料等の滞納情報を把握・管理する機能 ・滞納者に給付制限を行う機能 <p>【認定情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の認定情報を管理する機能 <p>【給付情報管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)給付実績を管理する機能 (2)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理及び審査並びに決定 (3)居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理及び審査並びに決定 (4)居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理 (5)特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理及び審査並びに決定 (6)高額介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (7)高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに証明書の発行 (8)特定入居者介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに認定証の発行 (9)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (10)負担割合の判定及び負担割合証の交付 <p>※令和7年12月までの運用</p>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] その他 (</div> <div style="width: 45%;"> [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム) </div> </div>

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
②システムの機能	<p>介護保険システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <p>【資格賦課情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の介護保険資格を管理する機能 ・被保険者に被保険者証等の各種証を発行・管理する機能 ・所得情報から保険料を決定し、通知する機能 <p>【徴収情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の収納状況を把握・管理する機能 ・保険料の過誤納の還付や充当を行う機能 ・滞納者及び滞納保険料等の滞納情報を把握・管理する機能 ・滞納者に給付制限を行う機能 <p>【認定情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の認定情報を管理する機能 <p>【給付情報管理】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)給付実績を管理する機能 (2)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理及び審査並びに決定 (3)居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理及び審査並びに決定 (4)居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理 (5)特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理及び審査並びに決定 (6)高額介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (7)高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに証明書の発行 (8)特定入居者介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに認定証の発行 (9)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (10)負担割合の判定及び負担割合証の交付 <p>※令和8年1月から運用開始</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (ガバメントクラウド(他業務))</p>
システム3	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報連携テーブル格納機能 :各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。 2. 情報連携テーブル修正機能 :各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する。 3. 情報連携テーブル参照機能 :各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)</p>

システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)別表第100項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁, 総務省令第9号)(以下、「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条の表第2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表第131項, 132項 ・利用特定個人情報提供省令第133条, 134条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 ちゃーがんにゅう課
②所属長の役職名	ちゃーがんにゅう課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険法第9条に基づいて那覇市介護保険の被保険者となった住民 ※資格喪失者を含む
その必要性	介護保険の被保険者(資格喪失者を含む)に対して適正な管理を目的とするため、対象者の必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため ・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課・徴収をする必要があるため ・医療保険関係情報は、要介護認定申請時に必要となる被保険者の医療保険情報の確認、及び医療費情報等を基に、高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため ・介護、高齢者福祉関係情報は、認定情報等を基に給付事務を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	介護保険法に定められた事務を行うため								
④使用の主体	使用部署	福祉部 ちゃーがんじゅう課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	I-2-システム1②、システム2②の機能を円滑に執行するための基礎情報として使用								
情報の突合	被保険者証番号若しくは個人番号カードとその他本人確認書類で突合を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月4日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> () 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1									
①委託内容									
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名									
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									
委託事項2～5									
委託事項6～10									
委託事項11～15									
委託事項16～20									

移転先1	健康部 国民健康保険課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条	
②移転先における用途	国民健康保険に関する事務、後期高齢者医療制度に係る事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先2～5		
移転先2	福祉部 保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条	
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先3	企画財務部 市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条
②移転先における用途	市民税の賦課に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	企画財務部 納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条
②移転先における用途	市税等の徴収に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先5	総務部 総務課市民防災室	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条	
②移転先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定める	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
移転先6～10		
移転先6	福祉部 保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務	
③移転する情報	介護保険給付等関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先7	健康部 地域保健課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先8	福祉部 障がい福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条
②移転先における用途	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務及び医療費等の助成に関する事務
③移転する情報	介護保険給付等関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。
※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。

<ガバメントクラウドにおける措置>

①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【受給関係】	【介護認定関係】
利用者負担額減額認定情報	調査員情報
負担限度額認定情報	審査員情報
訪問介護負担額減額認定情報	要介護認定情報
居宅サービス計画依頼届情報	訪問調査割当情報
給付額減額対象者情報	訪問調査割当情報 (NPO)
支払方法変更対象者情報	報酬一覧画面情報
社会福祉法人等利用者軽減対象認定情報	【資格関係】
総合事業対象者情報	宛名情報
負担割合情報	1号・2号被保険者情報
支給限度額情報	住所地特例者情報
非課税年金情報	住所地特例施設入所者情報
【給付関係】	市内施設入所者情報
高額医療合算自己負担額確認情報	介護保険者証交付者履歴
高額医療合算支給情報	適用除外者情報
高額介護サービス費算定情報	外国人資格取得者情報
高額総合事業サービス費算定情報	高齢年金受給者情報
高額介護サービス費支給情報	生保開始廃止情報
高額総合事業サービス費支給情報	住民税未申告者対象者情報
住宅改修費支給情報	【賦課関係】
償還払い支給情報	特別徴収対象者情報
福祉用具購入費支給情報	仮徴収対象者情報
介護給付差止期間情報	普徴対象者情報
【国保連合会関係】	所得照会依頼者情報
給付管理票情報	減免対象者情報
給付実績情報	過年度賦課対象者情報
給付費過誤申立書情報	代理納付対象者情報
給付費再審査申立書情報	督促・催告対象者情報
受給者台帳	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・統合宛名システムの登録内容や住民基本台帳ネットワークを用いて確認を行う。 ・他の機関及び庁内連携を通じて入手する際も、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険資格異動届出においては介護保険法第12条の規定に基づき、書面にて本人、又は世帯主あるいは代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず世帯主あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認行為を徹底していく。 ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 ・統合宛名システムの登録内容を確認し、存在しない場合、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて本人確認を行う。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っている。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させている。また、セキュリティ研修の実施も義務付けている。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対策を実施している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録し、その旨を職員及び受託者へ周知することで不正な使用の防止を図る。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行っていく。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	・データ移転先からの「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの移転を許可することを「那覇市情報セキュリティポリシー」に定めている。		
その他の措置の内容	・庁内連携システムはデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可された連携システムへデータを移転している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。 ・個人番号の盗用等が発生した場合は、番号法第7条第2項により、職権及び該当者からの申請により個人番号の変更を行う。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>①中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>③特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・電子データの盗難を防ぐために、RKK:介護保険システムのサーバをデータセンターに設置している。
 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。
 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。
 ・新耐震基準に基づいて設計、施工された施設内にサーバ室を設置している。

1.物理的対策
 <ガバメントクラウドにおける措置>
 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

2.技術的対策
 <ガバメントクラウドにおける措置>
 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。
 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課(〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号)
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年2月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の内容	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理を行う。	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、介護保険給付に関する事務の管理を行う。	事後	
平成28年4月1日	〃	① 申請書や届け出書に関する確認	① 介護保険認定・給付、資格賦課収納の事務に係る申請書や届出書に関する確認	事後	
平成28年4月1日	〃	⑤ 被保険者の受験者及び給付実績の管理	⑤ 被保険者の受給者及び給付実績の管理	事後	
平成28年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ②システムの機能	【給付情報管理】 ・給付実績を管理する機能 ・給付実績から高額介護サービス費対象者を把握・管理する機能 ・給付実績から高額医療・介護合算サービス費対象者を管理する機能 ・事業所情報を管理する機能	【給付情報管理】 (1)給付実績を管理する機能 (2)居宅介護(予防)福祉用具購入費支給申請の受理及び審査並びに決定 (3)居宅介護(予防)住宅改修費支給申請の受理及び審査並びに決定 (4)居宅介護(予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書管理 (5)特例居宅介護(予防)サービス費等支給申請の受理及び審査並びに決定 (6)高額介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (7)高額医療合算介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに証明書の発行 (8)特定入居者介護(予防)サービス費支給申請の受理及び審査並びに認定証の発行 (9)旧措置入所者に対する施設介護サービス費支給申請の受理及び審査並びに決定 (10)負担割合の判定及び負担割合証の交付	事後	
平成28年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	事後	
平成28年4月1日	IV開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 総務部 総務課市政情報センター	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	事後	
平成30年4月1日	I 基本情報 6..評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	ちゃーがんじゅう課長 知念 功	ちゃーがんじゅう課長	事後	

令和2年2月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	Acrocity・MCWEL(介護保険システム)	Acrocity、RKK(介護保険システム)	事後	
令和2年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目	別添1	別添1(変更後)	事後	
令和2年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
令和2年2月1日	IIIリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	電子データの盗難を防ぐために、MCWEL:介護保険のサーバをデータセンターに設置している。	電子データの盗難を防ぐために、RKK:介護保険システムのサーバをデータセンターに設置している。	事後	
令和2年4月1日	IV開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	那覇市 市民文化部 市民生活安全課市政情報センター	那覇市 総務部 法制契約課市政情報センター	事前	
令和3年9月10日	I-5 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条 (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第7号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	(別表第二における情報照会の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条 (別表第二における情報提供の根拠): 番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	事後	
令和3年9月10日	II-5 提供先1	番号法第19条第7号別表第2に定める情報照会者	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	事後	
令和3年9月10日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和3年9月10日	III-6 リスク1 リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	

令和6年11月29日	I-2-システム1 ①システムの名称	Acrocity・RKK(介護保険システム)	介護保険システム	事後	
令和6年11月29日	I-2-システム1 ②システムの機能	(記述の追加)	※令和7年12月までの運用	事前	
令和6年11月29日	I-2-システム2 ①システムの名称	Acrocity・RKK(介護保険システム)	介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)	事前	
令和6年11月29日	I-2-システム2 ②システムの機能	(記述の追加)	※令和8年1月から運用開始	事前	
令和6年11月29日	I-2-システム2 ③他システムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム []その他 ()	[]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム [○]宛名システム等 [○]税務システム [○]その他 (ガバメントクラウド(他業務))	事前	
令和6年11月29日	I-3.特定個人情報ファイル名	介護保険システム	介護保険情報ファイル	事後	
令和6年11月29日	I-4.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)別表第100項	事後	
令和6年11月29日	I-5-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の93,94,95の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46,47条 (別表第二における情報提供の根拠):番号法第19条第8号 別表第二の1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条	(情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号)(以下、「利用特定個人情報提供省令」という。)第2条の表第2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項 (情報照会) ・番号法第19条第8号 ・利用特定個人情報提供省令第2条の表第131項, 132項 ・利用特定個人情報提供省令第133条, 134条	事後	

令和6年11月29日	II-2-④-その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため ・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課・徴収をする必要があるため ・医療保険関係情報は、医療費情報等を基に、高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため ・介護、高齢者福祉関係情報は、認定情報等を基に給付事務を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他の識別情報は対象者を正確に特定するため ・連絡先等情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・認定及び給付関係の基本情報として管理するため ・地方税関係情報は、介護保険料を計算し、賦課・徴収をする必要があるため ・医療保険関係情報は、要介護認定申請時に必要となる被保険者の医療保険情報の確認、及び医療費情報等を基に、高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため ・介護、高齢者福祉関係情報は、認定情報等を基に給付事務を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報は、介護保険被保険者の資格・賦課・収納・給付関係の基本情報として管理するため 	事後	
令和6年11月29日	II-3-⑤使用方法	I-2-システム1②の機能を円滑に執行するための基礎情報として使用	I-2-システム1②、システム2②の機能を円滑に執行するための基礎情報として使用	事前	
令和6年11月29日	II-5-提供先1	番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者	利用特定個人情報提供省令第2条の表各項に定める情報照会者(20件)	事後	
令和6年11月29日	II-5-提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号	事後	
令和6年11月29日	II-5-提供先1 ②提供先における用途	番号法別表第2に定める各事務	利用特定個人情報提供省令第2条に定める各事務	事後	
令和6年11月29日	II-5-提供先1 ③提供する情報	別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって利用特定個人情報提供省令で定めるもの	事後	
令和6年11月29日	II-5-移転先1~7 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1に定める事務	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条	事後	
令和6年11月29日	II-5-移転先1~7 ③移転する情報	別表第2 主務省令で定められた情報	介護保険給付等関係情報	事後	
令和6年11月29日	II-5-移転先1~7 ⑦時期・頻度	依頼のあった都度	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月29日	II-5-移転先8	(新規追加)	福祉部 障がい福祉課	事後	
令和6年11月29日	II-5-移転先8 ①法令上の根拠	(新規追加)	番号法第9条第2項、那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下、「番号条例」という。)第3条	事後	
令和6年11月29日	II-5-移転先8 ②移転先における用途	(新規追加)	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務及び医療費等の助成に関する事務	事後	

令和6年11月29日	Ⅱ-5-移転先8 ③移転する情報	(新規追加)	介護保険給付等関係情報	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ-5-移転先8 ④移転する情報の対象となる本人の数	(新規追加)	[1万人以上10万人未満]	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ-5-移転先8 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(新規追加)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ-5-移転先8 ⑥移転方法	(新規追加)	[○]庁内連携システム	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ-5-移転先1~7 ⑦時期・頻度	(新規追加)	照会を受けたら都度	事後	
令和6年11月29日	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・ 消去	(記述の追加)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ-7-7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p>1.物理的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p> <p>2.技術的対策 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びビルドイメージについて、必要に応じてセキュリ</p>	<p>事前</p>	
-------------------	---	----------------	--	-----------	--

<p>令和6年11月29日</p>	<p>Ⅲ－10.その他のリスク対策</p>	<p>(記述の追加)</p>	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		
-------------------	-----------------------	----------------	--	--	--